

犯罪多発注意報（延長） 発令通知内容

発令者 滋賀県警察本部長（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
 女性対象犯罪（ ）多発注意報
 高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
 その他犯罪（ ひったくり ）多発注意報

発令期間 （既発令）平成27年5月7日（木）から平成27年5月16日（土）まで
（延長）平成27年5月17日（日）から平成27年5月26日（火）まで

発令地域 県内全域
 地域指定
 大津地域 南部地域 甲賀地域
 東近江地域 湖東地域 湖北地域
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、愛荘町、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

- 既発令期間中の発生状況
 - 期間 5月7日から5月13日までの間
 - 件数 2件（草津市2件）
- 既発令期間中における被害の主な特徴
 - 駅付近の路上
 - 犯人はオートバイ（スクータータイプ）の2人組
 - 被害者は自転車利用の女性
 - 後方から近づかれ、自転車の前カゴに入れてあるバッグをひったくられる
- 被害に遭わないためのポイント
 - バッグなどの貴重品は、車道と反対側の腕に抱える。
 - 自転車の後ろカゴにはバッグなどを入れない。前カゴに入れる場合は、防犯ネットを使用する。
 - 人通りの少ない道や暗い道の通行は避ける。
 - 注意力が散漫になるため、歩行中の携帯電話やスマートホンをなるべく使用しない。